

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第949号

2019年（平成31年）1月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）12月25日付けで諮問（第949号）された固定資産の評価及び価格の決定に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市における建築物の耐震化の促進は、建築指導課において、藤沢市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）を2008年（平成20年）に策定し、これに基づき1981年（昭和56年）5月31日以前に建築した木造戸建て住宅及び分譲マンションに対して耐震診断又は耐震改修工事に係る費用の補助を行い、事業を推進している状況である。

2013年（平成25年）の耐震改修促進法の改正及び神奈川県耐震改修促進計画の改定に併せ、促進計画を2016年（平成28年）

に改定し、計画期間を2020年（平成32年）までの5年間とし、目標とする住宅の耐震化率を平成32年度末までに95%としているが、本市の住宅の耐震化率は89.2%（2018年（平成30年）1月1日時点）という低い状況にあり、特に1981年（昭和56年）5月31日以前に建築した住宅（以下「旧耐震住宅」という。）の耐震化を促進し、耐震化率をより向上させることが最重要課題となっている。

国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）において、2025年（平成37年）までに我が国の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としており、本市においても平成33年度以降の促進計画において同じ目標を掲げることを想定している。

旧耐震住宅の耐震化は、原則として所有者自らが行うものであるが、本市としては、旧耐震住宅の倒壊による第三者への被害を未然に防ぐ必要があることから、耐震化の必要性について、所有者の理解を得ることが重要であると考えている。

旧耐震住宅の所有者に対して、個別通知等を実施するにあたり、旧耐震住宅の所在地又は所有者の氏名及び住所等の情報を収集し、通知先を選定する必要があるが、これらの情報量は膨大であり、本人から直接収集することは極めて困難である。このため、資産税課が保有する家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）の情報を利用させることが必要かつ合理的と考えられる。

木造戸建て住宅に係る個人情報有家屋課税台帳等から利用させることについては、2015年（平成27年）7月9日付け第752号で答申済みであるが、旧耐震住宅の耐震化促進のため、木造戸建て住宅に加えて非木造の戸建て住宅、賃貸住宅及び分譲マンションを対象とした個別通知等の実施を計画しており、これらの住宅に係る個人情報を利用させる必要があることから、個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 個人情報を目的外に利用させることについて

### ア 目的外に利用させる課

#### 建築指導課

### イ 目的外に利用させる個人情報の項目

表のとおり。

家屋課税台帳等の各項目は電子情報である。

所有者氏名及び所有者住所は個別通知に貼付するラベルに印刷し、その他の情報は個別通知先の選定にのみ利用させる。

調査事項	必要な個人情報
家屋課税台帳等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者氏名</li> <li>・所有者住所</li> <li>・所在地番</li> <li>・棟番号</li> <li>・建築年月</li> <li>・家屋構造</li> <li>・工法</li> <li>・新增（新築・増築の別）</li> <li>・階層（地上階・地下階）</li> <li>・家屋種類</li> <li>・家屋用途</li> <li>・家屋番号</li> <li>・賦課対象床面積合計</li> <li>・賦課対象床面積1階</li> <li>・賦課対象床面積1階以外</li> <li>・区分</li> </ul>

#### ウ 情報の抽出条件とデータ件数

データの抽出は毎年度実施し、当該年度の前年度1月1日時点の建築物を対象に、建築年月が1981年（昭和56年）5月31日以前で、家屋種類が住宅である建築物に絞って、表中の必要な個人情報項目を抽出する。データ件数は約32,000件である。

#### (3) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

個別通知等の対応を行うために、旧耐震住宅に係る個人情報を本人から収集するには、市内に存するすべての建築物（約13万棟）から旧耐震住宅約32,000件を特定せねばならず、個別に情報を収集することは莫大な時間、労力及び費用を要する。

このことから、事務処理の効率性を著しく損ねないように、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を目的外に利用させる必要がある。

#### (4) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

今回必要となる個人情報のデータ件数は約32,000件で、通知すべき相手が多数となり、通知に要する事務量及び費用が過分に必要となることから、個別通知等に係る事務処理を迅速かつ合理的に進めるために事前の本人通知を省略する。

なお、建築物の所有者に対しては、建築指導課より、家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用する旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する。

また、建築指導課が、個別通知を行う際には、個別通知書本文に家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用している旨を事後に周知させる。

#### (5) コンピュータ処理の必要性と安全対策について

今回必要となる個人情報、資産税課で保有する家屋課税台帳等からCSVデータで抽出し、2(2)イの表に示す情報から、個別通知等を行う対象を選定の上、紙媒体に出力する。対象となるデータ件数は約32,000件であり、これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑で、選定又は集計を迅速かつ正確に実施するため、コンピュータ処理が必要となる。

この処理は、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理するデータを抽出する。

また、コンピュータ処理後に引き渡す紙媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

- ア その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること。
- イ 本業務の目的以外には利用しないこと。
- ウ 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。
- エ 不要になったときは、速やかに廃棄すること。

以上、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に則り、安全対策に努めさせる。

(6) 引渡しの方法について

- ア 資産税課が提供するデータについては、IT推進課よりCSVデータで抽出し、安全対策が図られているIT推進課のネットワークドライブサーバーに保存する。
- イ 建築指導課が使用するCSVデータの作業は、その都度、安全対策が図られているIT推進課のコンピュータ室で行い、保存する。個別通知等の直接的な対応を行うためのデータについては、紙媒体に出力を行う。
- ウ IT推進課から建築指導課への紙媒体の受渡しについては、受渡し簿により双方で確認し、紛失しないよう専用ケース等に収納し、複数人で運搬する。
- エ 紙媒体に出力されたものの保存については、鍵のかかるキャビネットに管理する。

(7) 実施時期

2019年（平成31年）4月1日から2026年（平成38年）3月31日まで

(8) 添付資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に利用させる必要性について、次のように述べている。

個別通知等の対応を行うために、旧耐震住宅に係る個人情報をも本人から収集するには、市内に存するすべての建築物（約13万棟）から旧耐震住宅約32,000件を特定せねばならず、個別に情報を収集することは莫大な時間、労力及び費用を要する。このことから、事務処理の効率性を著しく損ねないように、資産税課が保有する家屋課税台帳等の情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性が認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、今回必要となる個人情報のデータ件数は約32,000件で、通知すべき相手が多数となり、通知に要する事務量及び費用が過分に必要となることから、個別通知等に係る事務処理を迅速かつ合理的に進めるために事前の本人通知を省略する、としている。

なお、代替え措置として、建築物の所有者に対しては、建築指導課より、家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用する旨を広報ふじさわに掲載して事前に周知する。また、建築指導課が、個別通知を行う際には、個別通知書本文に家屋課税台帳等から家屋の状況・用途等の個人情報を収集し、利用している旨を事後に周知させる、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回必要となる個人情報は、資産税課で保有する家屋課税台帳等からCSVデータで抽出し、2(2)イの表に示す情報から、個別通知等を行う対象を選定の上、紙媒体に出力する。対象となるデータ件数は約32,000件であり、これらの作業に必要なデータは多量かつ複雑で、選定又は集計を迅速かつ正確に実施するため、コンピュータ処理が必要となる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

コンピュータ処理については、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理するデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す紙媒体については、次のと

おり個人情報の管理に努めさせることとする。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること。

(イ) 本調査の目的以外には利用しないこと。

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること。

(エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること。

以上、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に則り、安全対策に努めさせることとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上